

一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2024年（令和6年）4月22日

釧路市公営企業管理者 岡本満幸

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 大楽毛終末処理場2系水処理動力設備電気工事
- (2) 工事番号 20240064
- (3) 施工場所 釧路市星が浦南
- (4) 工事概要
 - ア 大楽毛終末処理場2系水処理動力設備更新に伴う電気工事
 - イ 予定価格 契約規則第7条第1項の規定に基づき、事後公表とする。
- (5) 工期 2024年（令和6年）5月28日から2026年（令和8年）3月6日まで
- (6) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

2 発注方式

- (1) この工事は特定共同企業体による共同施工方式とする。
- (2) 入札参加を希望する者は、共同企業体の構成員について下記に掲げる入札参加資格及び下記4に掲げる入札参加条件を満たすとともに、下記5に掲げる条件を満たす共同企業体を自主的に結成したうえで入札参加の申請をしなければならない。

3 共同企業体の構成員の入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という）第167条の5第1項の規定に基づき、契約規則第3条に定める入札参加資格をいう。以下同じ）に関する事項

2023・2024年度釧路市建設工事等競争入札参加資格者名簿に電気業者として登載され、格付等級「A」認定を受けていること。

4 共同企業体の構成員の入札参加条件（施行令第167条の5第2項の規定に基づき、契約規則第3条に定める入札参加資格をいう。以下同じ）に関する事項

入札に参加しようとする者は、申請日現在において次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 各構成員は、施行令第167条の4に該当しないこと。
- (2) 各構成員は、公告の日から入札執行日までにおいて、釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 各構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

- (4) 各構成員は、釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 各構成員は、釧路市内に本店を有していること。
- (6) 各構成員は、申請日を基準として過去2年間において、釧路市請負工事成績評定要綱の規定に基づく成績評定でEランク評価を2年連続して受けていないこと。
- (7) 各構成員は、この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係及び人的関係において関連がある者でないこと。
- (8) 各構成員は、入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

なお、(7)及び(8)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、釧路市建設工事等入札心得第6条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）子会社等と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適性さが阻害されると認められる場合
- 組合及びその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）等の規定に基づき、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を工事現場に適正に配置できること。ただし、現場代理人は共同企業体の代表者が配置すること。
- 5 共同企業体の結成条件
- 入札参加を希望する者は、次の条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。
- (1) 各構成員が、当該工事の入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。
 - (2) 構成員の数が2者であること。
 - (3) 各構成員の出資比率が最低30パーセント以上であること。
 - (4) 共同企業体の代表者の出資割合が他の構成員の出資割合を下回らないこと。
 - (5) 構成員のいずれかは、当該工事と同種又は類似の同規模工事（以下「同規模工事」という）について、元請として施工実績があること。ただし、工事目的物の引渡しが完了しているものに限る。なお、同規模工事の元請実績が共同企業体によるものである場合は、出資比率が20パーセント以上であること。
- 同規模工事は、下水道法による処理場又はポンプ場若しくは水道法による浄水場等における電気設備工事の元請実績とする。
- 6 入札参加資格申請
- (1) 当該工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を持参して提出しなければならない。
- ア 申請書類
- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1-2）
 - (イ) 入札参加資格確認調書（様式2）【各構成員分】
 - (ウ) 同規模工事の施工実績を証する書面
 - (エ) 配置予定技術者等の技術資格を証する書面
 - (オ) 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式3）【該当する場合のみ提出すること】
 - (カ) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式1）

(キ) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式2）

イ 提出期間

2024年（令和6年）4月22日から2024年（令和6年）5月13日までの釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市総務部契約管理課契約係
電話 0154-31-4508

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市役所ホームページにおいて、この告示の日からダウンロードするものとする。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。

(4) その他

ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料は、提出者に無断で目的外に使用しない。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

エ 受付期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

7 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という）により通知する。

(1) 通知日時

2024年（令和6年）5月17日 午後1時から午後5時まで

(2) 通知する場所

6の(1)ウと同じ。

(3) その他

ア 確認通知書は(2)に示す場所で当該申請者に、参加申請時に示す所定の手続きを経て直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。

イ 確認結果について、電話等による質問は受付けない。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。この場合には、2024年（令和6年）5月17日までに書面を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は、釧路市総務部契約管理課契約係に持参して提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、2024年（令和6年）5月20日までに回答する。

9 設計図書の閲覧等

(1) 当該工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

2024年（令和6年）4月22日午前9時から2024年（令和6年）5月20日午後5時まで。

イ 閲覧場所・方法

釧路市ホームページからダウンロードするものとする。

設計図書等をダウンロードする際、パスワードが必要となることから、「パスワード照会申請書」を釧路市総務部契約管理課契約係に提出すること。

(2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質疑応答書を受付場所へ持参又は郵送により提出すること。

ア 受付期間

6の(1)イと同じ。

イ 受付場所

〒085-0001 釧路市古川町7番地4

釧路市上下水道部下水道施設課管理指導係

電話 0154-24-5131

(3) (2)の質問があった場合についてのみ、質問に対する回答を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

2024年（令和6年）5月15日午前10時から2024年（令和6年）5月20日午後5時まで。

イ 閲覧場所

(1)のイと同じ。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 2024年（令和6年）5月21日 午前10時

(2) 場所 釧路市黒金町8丁目2番地
釧路市防災庁舎 5階会議室A

11 最低制限価格制度

釧路市最低制限価格設定要領による最低制限価格を設定し、事後公表とする。

12 入札方法等

(1) 入札者は、所定の入札書及び入札金額内訳書に必要事項を記入し、提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

(4) 第3回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた2者以上から見積書を徴する。

(5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第10条各号の一に該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) その他、釧路市建設工事等入札心得（以下「入札心得」という）第8条による。

14 入札保証金

契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という）第2章第1節3規則第6条関係第2号アに基づき免除する。

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の入札価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最低制限価格を下回る入札をした者は失格とし、再度の入札には参加できない。
- (2) 有効な入札のうち、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

16 入札結果の公表

入札結果については、入札日の午後5時までに釧路市役所ホームページにより公表する。

17 請負代金内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札決定後、速やかに請負代金内訳書を提出すること。
- (2) 請負代金内訳書の様式は自由とするが、最低限、数量、単価、金額及び法定福利費等を明らかにしたものであること。
- (3) 請負代金内訳書は、参考図書として提出を求めるものである。

18 契約締結期限

当該工事の契約締結期限は2024年（令和6年）5月27日までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

19 契約保証金

契約規則第30条第6号及び規則の施行について第3章第1節4規則第30条関係第2号イに基づき免除する。

20 契約書作成の要否

要

21 契約金の支払い方法

(1) 前払金

契約規則第58条第1項の規定により、前払金をすることができる。

(2) 中間前払

契約規則第58条第2項の規定により、中間前払をすることができる。

(3) 部分払金

契約規則第59条の規定により部分払をすることができる。部分払の回数は別に定める。

22 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等

該当する。

23 現場代理人について

「釧路市発注工事における現場代理人・主任技術者等の配置等に関する取扱要綱（令和5年1月12日施行）」に該当する場合には、現場代理人の兼任を認める。

24 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

25 問合せ先

- (1) 本告示に関すること

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総務部契約管理課契約係

電話 0154-31-4508

- (2) 工事に関すること

〒085-0001 釧路市古川町7番地4

釧路市上下水道部下水道施設課管理指導係

電話 0154-24-5131